

徳島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第Ⅰの別に定める  
「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)  
令和2年3月31日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においてくろまぐろは、釣り漁業や定置漁業を中心に紀伊水道及び太平洋沿岸で漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産研究課を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について徳島県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	7.9トン	うち1.0トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	8.2トン	留保を設けない

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあると認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の知事管理量が変更されることとなる。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	6.5トン	8.2トン
定置漁業の割当量	0.4トン	

## 2 期間別の数量

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	6.5トン	
うち令和2年4～6月	0.9トン	
7～9月	2.0トン	
10～12月	3.0トン	
令和3年1～3月	0.6トン	

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	0.4トン	
うち令和2年4～6月	0.1トン	
7～9月	0.1トン	
10～12月	0.1トン	
令和3年1～3月	0.1トン	

なお、採捕の数量が当該期間の割当量（前期間の繰り越し分を含む）に満たなかつた場合には、残枠を翌期に繰り越せるものとする。なお、前期間の繰り越し分の配分等により上表の採捕の種類別、期間別の割当量が変更される場合には、その旨を公表し、徳島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

## 3 採捕の停止等の命令について

県の採捕の種類別又は期間別の数量が2の採捕の種類別又は期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

## 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき政策に関する事項

### 1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁船漁業	1隻が1日に100キログラムを超える量を採捕した場合
定置漁業	1か統が1日に50キログラムを超える量を採捕した場合

(2) (1) の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
・ 漁業協同組合担当者に電話連絡	・ 漁業協同組合関係者で情報共有	・ 漁業協同組合は県漁業調整課に概要を電話連絡後、詳細をメール又はFAXで連絡 ・ 県は送信者に受信連絡

(3) (1) の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下の通りとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 ・ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろ目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受けの自粛に努める。
定置漁業	・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡 ・ 県の残枠が判明するまでの間は、当面、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受けの自粛に努める。

(4) 県は1日300kgを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

## 2 採捕の数量の公表等について

- (1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 小型魚を対象として、以下の取組を行う。

ア 一本釣り漁業、曳き縄等（定置網以外の漁業）

(ア) 漁船漁業等の割当量の7割到達時

- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・1キログラム未満で生きている個体を放流する。

(イ) 漁船漁業等の割当量の8割到達時

- ・目的操業を自粛する。
- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・生きている個体を放流する。

(ウ) 漁船漁業等の割当量の9割到達時

- ・目的操業を自粛する。
- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・生きている個体は全て放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、採捕があった場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告をする。

(エ) (ア)から(ウ)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認するものとする。

イ 曳き縄、一本釣り漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするもの）

(ア) 漁船漁業等の割当量の7割到達時

- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・種苗にならない生きている個体を放流する。

(イ) 漁船漁業等の割当量の8割到達時

- ・目的操業を自粛する。
- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・種苗にならない生きている個体を放流する。

(ウ) 漁船漁業等の割当量の9割到達時

- ・目的操業を自粛する。
- ・操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・生きている個体は全て放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、採捕があった場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告をする。

(エ) (ア)から(ウ)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認するものとする。

ウ 定置漁業

(ア) 定置漁業の割当量の7割到達時

- ・網起こし回数を現状以下に抑制する。
- ・必要に応じて箱網解放、網上げ等を実施する。
- ・生きている個体を放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、採捕があった場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告をする。

(イ) (ア)の取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認するものとする。

(2) 大型魚を対象として、以下の取組を行う。

ア 大型魚の割当量の7割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）を抑制する。
- ・ 生きている個体を放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、採捕があった場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告をする。

イ アの取組状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認するものとする。

(3) 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

ア 県は、管内の漁業者に対し管理の取り組みを指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

### 1 採捕の停止命令について

(1) 小型魚を対象とした採捕の停止命令

ア 県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

イ 県の採捕の数量が第3の採捕の種類別、期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である月別（3月間を含む。）の数量を超えるおそれが著しく大きいときは当該月別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、採捕の種類別又は期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

ウ 第2に示した知事管理量又は第3に示した知事管理量の採捕の種類別、期間別の割当量のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合、県は漁業協同組合に対し、次のとおりの頻度・体制で漁獲量の報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(ア) 7割を超え9割5分に達するまで：月2回（1～15日、16～末日）

(イ) 9割5分を超えた場合：月3回（1～10日、11～20日、21～末日）

エ 上記ウに基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

(2) 大型魚を対象とした採捕の停止命令

ア 県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

イ 第2に示した知事管理量の合計数量が積み上がった場合、県は漁業協同組合に対し、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(ア) 7割を超えるまで：月2回（1～15日、16～末日）

(イ) 9割を超えた場合：月3回（1～10日、11～20日、21～末日）

ウ 上記イに基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

(3) 全国の漁獲可能量を超えるおそれがある場合の採捕の停止命令

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれがあると認め農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際、及び管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。